



浦添市立保育所乳児等通園支援事業実施規程を次のように定める。

令和 8 年 4 月 28 日

浦添市長 松本 哲 治



浦添市告示第 56 号

浦添市立保育所乳児等通園支援事業実施規程

(趣旨)

第1条 この告示は、市立保育所において乳児等通園支援事業を実施することにより、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に定めるもののほか、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市立保育所 浦添市保育所設置及び管理条例（昭和43年条例第9号）第3条の規定により設置された保育所をいう。
- (2) 対象となる子ども 本市の区域内に住所を有する0歳6か月から満3歳未満の子ども（利用日時点を基準とする。）で、次のいずれにも該当しない者とする。
 - ア 保育所、認定こども園及び企業主導型保育事業所に入所しているもの
 - イ 家庭的保育事業等による保育を受けているもの

2 前項に定めるもののほか、この告示において使用する用語は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）、児童福祉法その他関係法令で使用する用語の例による。

(実施施設)

第3条 乳児等通園支援事業を実施する市立保育所（以下「実施保育所」という。）は、次の表のとおりとする。

名称	所在地
浦添市宮城ヶ原保育所	浦添市宮城二丁目4番1号

(利用の定員)

第4条 実施保育所の利用定員は、7人とする。

(実施時間)

第5条 乳児等通園支援事業を実施する時間は、午前9時30分から午後3時30分までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(実施日)

第6条 乳児等通園支援事業を実施する日は、次に掲げる日を除いて実施するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、事業を実施する日を変更し、又は実施を中止することができる。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
 - (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
 - (4) 6月23日（慰霊の日）
 - (5) 土曜日
- （利用時間）

第7条 乳児等通園支援事業の利用時間（以下「利用時間」という。）は、30分単位とし、対象となる子ども1人1月につき10時間を限度とする。ただし、1回の利用につき1時間を下回ることができないものとする。

（利用料）

第8条 乳児等通園支援事業を利用しようとする対象となる子どもの保護者（以下「利用者」という。）は、当該事業を利用したときは、当該利用に係る対象となる子ども1人につき、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める利用料（以下「利用料」という。）を支払うものとする。

- (1) 利用時間が1時間の場合 300円
- (2) 利用時間が1時間を超える場合 前号に定める額にその超える30分ごとに150円を加算した額

2 利用者は、利用料のほか、前項の対象となる子どもが給食又はおやつを提供を受けたときは、給食にあつては400円、おやつにあつては130円を支払うものとする。

（利用料の減免）

第9条 市長は、前条第1項の規定により利用者が次の各号のいずれかに該当する者である場合は、当該各号に定める額を減免するものとする。

- (1) 本事業による支援を受けた日において生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者である者 利用料全額
- (2) 利用者及び当該利用者と同一の世帯に属する者が地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税が課されない者である場合及び同法の規定による市町村民税の同法第292条第1項第2号に掲げる所得割の額を合算した額が77,101円未満である場合（前号に掲げる場合を除く。） 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
 - ア 利用時間が1時間の場合 減免額200円
 - イ 利用時間が1時間を超える場合 減免額200円にその超える30分までごとに100円を加算した額

(3) 要支援家庭子どものいる世帯その他市長が特に支援が必要と認めた世帯のう

ち、市がその児童及び利用者の心身の状況及び養育環境等を踏まえ、利用料を減免することが適当であると認められる場合（前2号に掲げる場合を除く。）次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 利用時間が1時間の場合 減免額200円

イ 利用時間が1時間を超える場合 減免額200円にその超える30分までごとに100円を加算した額

（雑則）

第10条 この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年5月11日から施行する。